

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第2回宮城県大河原警察署協議会
開催日時	令和7年7月30日（水） 午後2時00分から 午後3時15分まで
開催場所	宮城県大河原警察署 大会議室
出席者等	1 協議会委員 ・ 出席委員～藤原義信会長、中村弘一郎委員、三宅信子委員、遠藤正樹委員、橋本鈴江委員 ・ 欠席委員～丹羽幸子副会長、村上弘毅委員  2 警察署側 署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、刑事課長、交通課長、警備課課長代理、警務係長
議事概要	別紙のとおり
備考	

議事概要	<p>1 報告事項等</p> <p>(1) 令和7年6月末における管内の治安情勢について（署長）</p> <p>ア 全刑法犯認知件数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>発生件数</td> <td>158件（前年同期比 -114件）</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>59件（前年同期比 -66件）</td> </tr> </table> <p>イ 特殊詐欺等認知状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>認知件数</td> <td>1件（前年同期比 -3件）</td> </tr> <tr> <td>オレオレ詐欺</td> <td>1件（前年同期比 +1件）</td> </tr> </table> <p>ウ 子供女性対象脅威事犯取扱い件数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>発生件数</td> <td>20件（前年同期比 -6件）</td> </tr> <tr> <td>声かけ</td> <td>5件（前年同期比 -3件）</td> </tr> <tr> <td>公然わいせつ</td> <td>1件（前年同期比 -1件）</td> </tr> <tr> <td>迷惑防止条例</td> <td>1件（前年同期比 -3件）</td> </tr> <tr> <td>子どもを犯罪の被害から守る条例</td> <td>6件（前年同期比 ±0件）</td> </tr> <tr> <td>軽犯罪法</td> <td>2件（前年同期比 -1件）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3件（前年同期比 +3件）</td> </tr> </table> <p>エ 交通事故発生状況</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>人身事故</td> <td>51件（前年同期比 -25件）</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>1人（前年同期比 -1人）</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>58人（前年同期比 -43人）</td> </tr> <tr> <td>物件事故</td> <td>886件（前年同期比 +37件）</td> </tr> </table> <p>(2) 宮城県警察速度管理指針（案）について（交通課長）</p> <p>宮城県警察速度管理指針の見直しを検討していることから、変更案の概要及び現在の指針との主な変更点等についての説明がなされた。</p> <p>(3) 令和7年下半期における速度取締り指針（交通課長）</p> <p>令和7年下半期における大河原警察署の速度取締り指針について説明がなされた。</p> <p><b>【橋本委員】</b></p> <p>車両運転中、横断歩道で横断待ちをしている歩行者が道を譲った場合でも、横断歩行者等妨害等の違反として取締り対象となるのか。</p> <p><b>【交通課長】</b></p> <p>道路交通法上の規定では、車両が停止して歩行者等の通行を妨</p>	発生件数	158件（前年同期比 -114件）	検挙件数	59件（前年同期比 -66件）	認知件数	1件（前年同期比 -3件）	オレオレ詐欺	1件（前年同期比 +1件）	発生件数	20件（前年同期比 -6件）	声かけ	5件（前年同期比 -3件）	公然わいせつ	1件（前年同期比 -1件）	迷惑防止条例	1件（前年同期比 -3件）	子どもを犯罪の被害から守る条例	6件（前年同期比 ±0件）	軽犯罪法	2件（前年同期比 -1件）	その他	3件（前年同期比 +3件）	人身事故	51件（前年同期比 -25件）	死者数	1人（前年同期比 -1人）	負傷者数	58人（前年同期比 -43人）	物件事故	886件（前年同期比 +37件）
発生件数	158件（前年同期比 -114件）																														
検挙件数	59件（前年同期比 -66件）																														
認知件数	1件（前年同期比 -3件）																														
オレオレ詐欺	1件（前年同期比 +1件）																														
発生件数	20件（前年同期比 -6件）																														
声かけ	5件（前年同期比 -3件）																														
公然わいせつ	1件（前年同期比 -1件）																														
迷惑防止条例	1件（前年同期比 -3件）																														
子どもを犯罪の被害から守る条例	6件（前年同期比 ±0件）																														
軽犯罪法	2件（前年同期比 -1件）																														
その他	3件（前年同期比 +3件）																														
人身事故	51件（前年同期比 -25件）																														
死者数	1人（前年同期比 -1人）																														
負傷者数	58人（前年同期比 -43人）																														
物件事故	886件（前年同期比 +37件）																														

げないようにしなければならない。

歩行者が道を譲った場合に取締り対象となるか否かについては、個別の状況によるためケースバイケースとの回答となる。

**【橋本委員】**

車両運転中、横断歩道で横断待ちをしている歩行者を認め、横断歩道手前で一時停止したが、対向車が通過するために歩行者が横断できない場合がある。このような場合でも、継続して横断歩道手前で停止し、歩行者が横断するのを待たなければならないのか。

**【交通課長】**

そのとおりである。

**【三宅委員】**

船岡駅前交差点に設置の信号機は、歩車分離式であるが、歩行者用の信号灯火が青色になった際に、信号灯火を勘違いして交差点に進入してしまう車両を何度か見かけた。このような場合は、クラクションを鳴らし、当該車両に注意してよいか。

**【交通課長】**

歩行者に車両が接触しそうであるなどの緊急性が生じているような場合には、危険を周知するためクラクションを使用することに妥当性は認められる。

しかし、クラクションを吹鳴させることで、トラブルに巻き込まれてしまう場合がある。

危険性がないのであれば、クラクションを吹鳴せずに110番通報するほか、警察へ当該車両の完全ナンバーや撮影したドライブレコーダーの映像などを提供して欲しい。

**【遠藤委員】**

宮城県警察速度管理指針について、道路・地域等の分類が見直されるとのことだが、旧区分では「高速道路」をどの分類としていたのか。

**【交通課長】**

道路・地域等の分類については、これまで「重点エリア」「非重点エリア（市街地・非市街地）」の3分類であったものを、「生活道路」「幹線道路（市街地・非市街地）」「高速道路」の4分類に区分し、より実効性の高いものとした。よって、「高速道路」については、旧区分では重点か非重点と区分されていたものが、

新たに「高速道路」という分類へと見直されたものである。

**【遠藤委員】**

「ゾーン30プラス」で設置するデバイスというのは、どのようなものを設置するのか。

**【交通課長】**

デバイスには、ハンプや段差などの物理的なデバイスや、道路へのマーキングをする視覚的なデバイスなどがある。

**【遠藤委員】**

生活道路での可搬式オービスの活用というのは、生活道路へオービスを設置していくという認識でよろしいか。

**【交通課長】**

継続して設置するという訳ではなく、可搬式オービスを生活道路の各場所へ移動させて使用するということである。

例えば、通学時間帯に小学校付近の生活道路で活用し、警察官が取締りを実施するという形である。

**【署長】**

可搬式オービスは、神出鬼没な取締りが可能であり、毎日、県内いずれかの生活道路で活用されている。

可搬式は、固定式よりも低い速度違反の取締りが可能であることから、より交通弱者を守ることができるものとなる。

2 協議事項（意見要望等）

(1) 生活安全課関係

**【村上委員（欠席、意見要望は事前提出のもの）】**

犯罪機会論に対する日本の現状と今後の動向及び大河原警察署としての考えについて教えていただきたい。

**【生活安全課長】**

犯罪機会論は、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止しようとする考え方であり、警察では防犯協会や少年補導員等と協力して、犯罪抑止や少年非行防止活動を実施している。

当署としては、一例として、少年非行の増加に対し、少年の検挙活動だけでなく、その後の対策や制服警察官のパトロールを積極的に行うなどして、本年の少年非行減少に繋げているところである。

警察だけではなく、国（法務省）では「社会を明るくする運動」と題して、各種イベントを行い、犯罪や非行のない安全で安心な

社会の実現に向けての取組みを実施している。

**【橋本委員】**

「子供110番の家」が各地域に多数あるが、これまでに何かしら子どもが頼るといことはあったのか。

**【生活安全課長】**

「子供110番の家」の活動主体は、各市町村の教育委員会であり、子どもが頼る事案については、報告先が教育委員会のため、当署としては把握していない。

「子供110番の家」などについては、犯罪抑止活動などにおける避難先や見守り活動先であるため、活動主体側との連携を継続する。

**【三宅委員】**

当方の幼稚園では、年長クラスの児童の登校練習を実施する際、「こども110番」の家を確認しながら通学路などを歩いている。

今後も実施主体側との連携を継続し、より安心して通学路を歩くことができるようにしてほしい。

**【生活安全課長】**

承知した。

(2) 交通課関係

**【村上委員（欠席、意見要望は事前提出のもの）】**

大河原町新南地内の十字路に、停止線やセンターライン等の敷設を検討してほしい。

**【交通課長】**

現状の対策で十分であると考えている。

当該十字路における過去3年間の交通事故は、物損事故が1件、人身事故0件である。

道路交通環境については、法令によりセンターラインの設置ができない道路幅員であるほか、交差する道路の主従関係を明確化する必要はなく双方に注意義務を課す現状が妥当である。

交差点中央には「クロスマーク」を表示し、交差点を明示する安全対策もとられている。

今後も道路管理者と連携して道路標示消失時の修繕依頼等を実施するとともに、規制の必要性等を検討していく。

**【中村委員】**

議事概要

大河原町の末広橋にもセンターラインの敷設がないが、道路の幅員が不足していることが要因なのか。

【交通課長】

そのとおりである。

他県では、センターラインの敷設をなくし、通行車両の速度を抑制したという事例もあり、センターラインがあれば必ずしも安全に通行できる訳ではないことを申し添える。

【藤原委員】

村田町の工業団地内に指定速度標識を設置し、速度規制を下方修正してほしい。

【交通課長】

現行の規制が妥当である。

当該道路における過去3年間の交通事故は、物損事故が6件、人身事故0件である。

工業団地内の道路で歩道も設置されているが、現状の歩行者交通量では下方修正することは難しい。

交通量が増加する時間帯における警戒・警らの実施、取締りを実施することにより、安全な道路交通環境を構築していく。

3 事務連絡

次回協議会は、令和7年10月以降に開催予定